

長浜城下町まちづくり勉強会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、長浜城下町まちづくり勉強会（以下「勉強会」という。）と称する。

(目的)

第2条 勉強会は、羽柴秀吉が戦国時代に築造した長浜城下町について、その遺構や歴史を学ぶことで、現代におけるまちづくりや観光・産業振興に資する道を議論し、関連する事業を開催することを目的とする。

(組織)

第3条 勉強会は、上記目的に賛同する者をもって構成する。

第2章 勉強会の構成員

(役員)

第4条 勉強会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長および副会長は、会員が互選する。

(職務)

第5条 会長は勉強会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 会長・副会長の任期は2年とする。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

第3章 事務局

(事務局)

第7条 勉強会の事務を処理するため、長浜市市民協働部歴史遺産課内に事務局を設置する。

第4章 補則

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、勉強会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成30年1月29日から施行する。